

議案第 25 号

七飯町まちづくり推進条例の一部改正について

七飯町まちづくり推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 22 日提出

七飯町長 杉 原 太

七飯町まちづくり推進条例の一部を改正する条例

七飯町まちづくり推進条例（平成 19 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第 31 条」を「～第 32 条」に、「第 32 条」を「第 33 条」に改める。

第 27 条第 1 号中「を置き、主に町内で活動を行っている構成員が 5 人以上の」を「となる事務所等を置いている」に改め、同条第 2 号を同条第 4 号とし、同条第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 町内に住所を有し現に前号のまちづくり活動を行っている構成員が過半数を占める団体であって、当該構成員が 5 人以上である団体

(3) 町内に住所を有する者が代表者である団体

第 6 章中第 32 条を第 33 条とする。

第 5 章中第 31 条の次に次の 1 条を加える。

(助成金の返還)

第 32 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、当該助成金の額の確定があった後においてもその返還を命ずるものとする。

(1) この助成金を他の用途に使用したとき。

(2) 助成対象事業の執行に関し、この助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく町長の処分に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

2 助成金の返還に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の七飯町まちづくり推進条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される活力のあるまちづくり推進条例第29条第1項に規定する助成金（以下「助成金」という。）について適用し、同日前に交付された助成金については、なお従前の例による。